

御蔵島村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	288	1,935,042	58,476	175,280	9.0	9.2

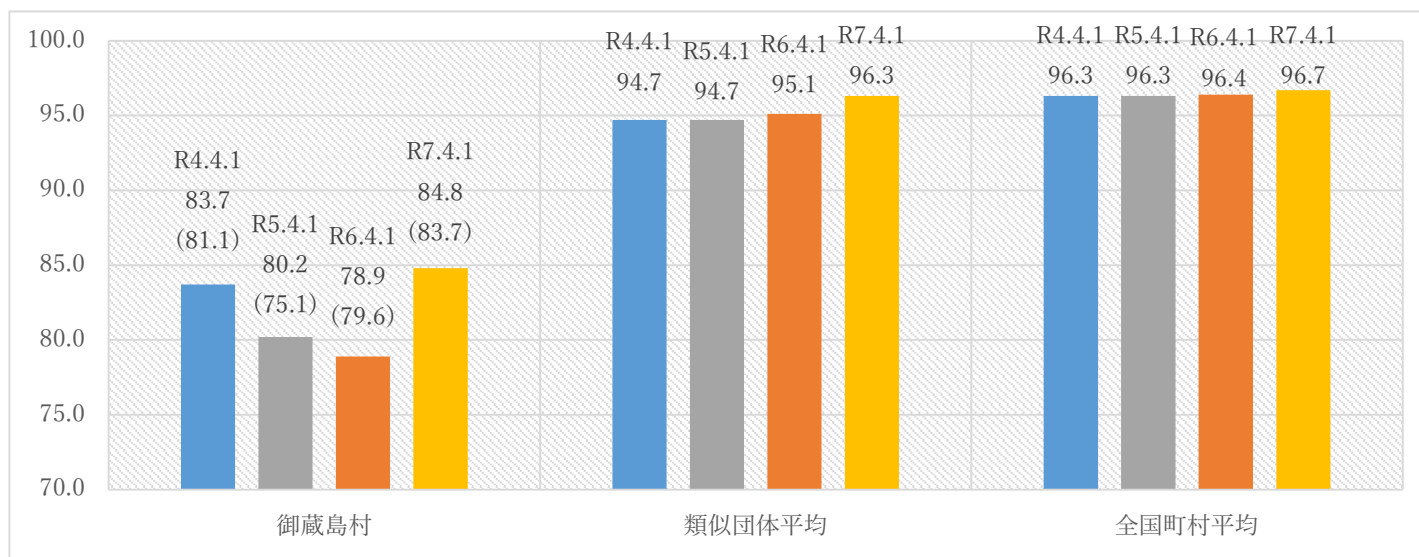
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
令和6年度	20	56,594	12,076	21,889	90,559

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円	千円
4,528	5,732

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給

表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置しておりませんので、記載を省略します。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日【適用日】

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均3.62%引上げ。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準4%に対し、御蔵島村においても4%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は4%、令和8年4月1日からは10%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	4%	10%
御蔵島村の支給割合	0%	4%	10%

③ その他の見直し内容

扶養手当及び通勤手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
御蔵島村	39.3歳	274,900円	275,200円	275,050円
東京都	42.3歳	329,304円	420,139円	372,087円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.3歳	312,088円	356,051円	342,249円

② 技能労務職

②技能労務職										
区分	公務員					民間			参考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似企業	平均年齢	平均給料月額 B	A/B	
御蔵島村	40.8歳	8人	238,600円	281,861円	256,600円	—	—	—	—	
うち発電事業	40.4歳	7人	240,280円	292,194円	261,880円	—	—	—	—	
うち給食調理	43.0歳	1人	*	*	*	飲食物調理従事者	42.7歳	324,000円	—	
東京都	50.3歳	1,189人	289,995円	391,360円	357,218円	—	—	—	—	
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—	
類似団体	49.3歳	1人	293,189円	324,478円	310,165円	—	—	—	—	
区分	参 考									
	年収ベース（試算値）の比較									
		公務員 C	民間 D	C/D						
	御蔵島村	4,406,865円	—	—						
うち発電事業	4,534,643円	—	—							
うち給食調理	*	4,273,000円	—							
※ 個人情報保護の観点から対象となる職員数が2人以下の場合、対象者が特定されるため平均給料月額の欄等を（*）としている。 ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）。 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。 ※ 年収ベース「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年支給された年間賞与の額を加えた試算値である。										
(注)	1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同ベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。									

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区	分	御蔵島村	東京都	国
一般行政職	大学卒	220,000円	225,500円	220,000円
	高校卒	188,000円	188,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	171,200円	185,400円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

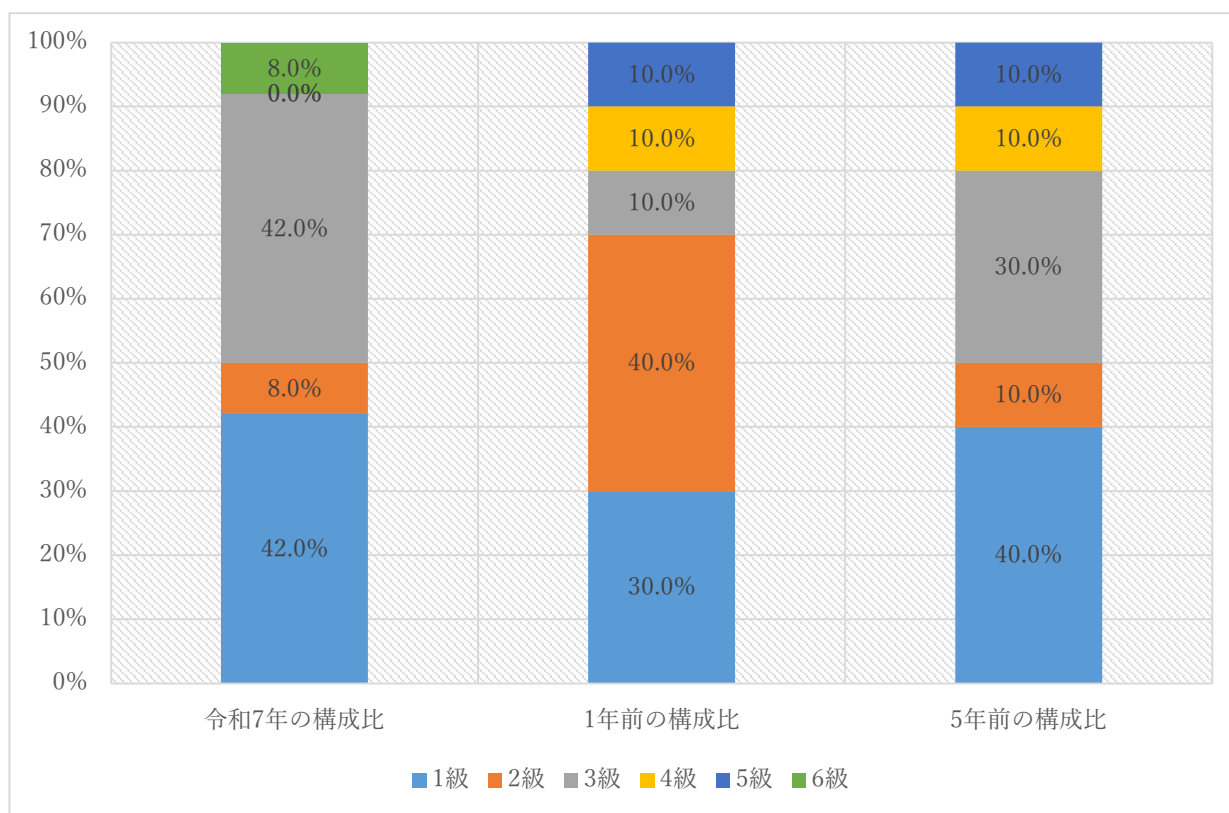
※職員数が少ないため、個人情報保護の観点から非公表とします。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

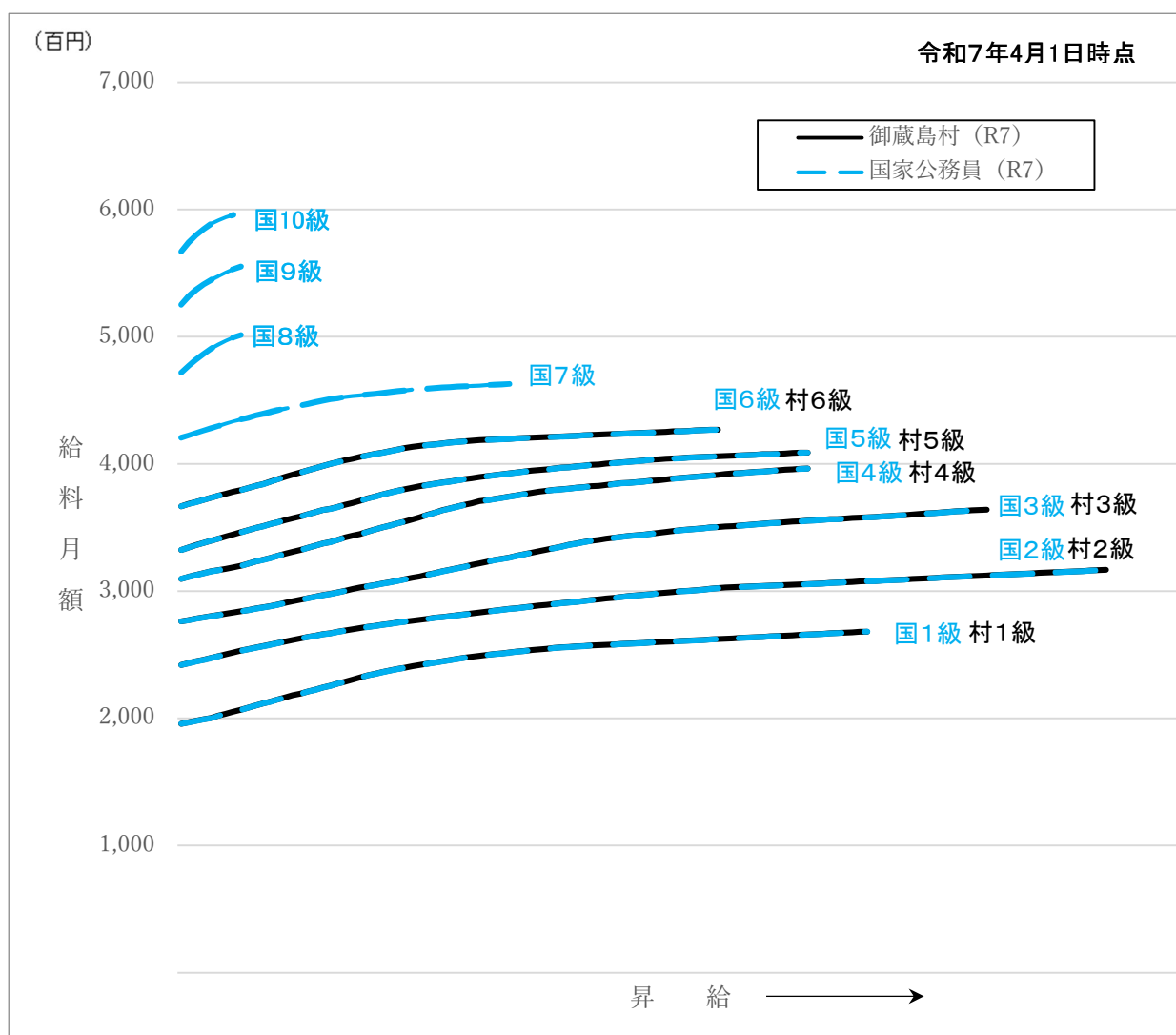
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	5人	42%	183,500円	258,100円
2級	主任	1人	8%	230,000円	308,500円
3級	係長・主査	5人	42%	261,300円	354,700円
4級	課長補佐	0人	0%	287,300円	386,100円
5級	課長・主幹・会計管理者	0人	0%	309,800円	398,200円
6級	統括課長	1人	8%	335,000円	415,700円

- (注) 1 御蔵島村村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 令和7年に5級制から6級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（御蔵島村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

御蔵島村	東京都	国
1人当たりの平均支給額（6年度） 1,275千円	1人当たりの平均支給額（6年度） 2,053千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.35月分 （1.400）月分 （1.150）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（御蔵島村）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

御蔵島村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	43.00月分	43.00月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
自己都合 応募認定・定年					
1人当たり			—		
平均支給額 19,575千円			0千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
対象地域なし	— %	— 人	— %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度）	5,931千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	494千円
支給実績（令和5年度）	4,086千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	227千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （6年度決算）
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 子11,500円 その他の扶養3,000円 15歳から22歳までの子1人につき5,000円加算	同		2,512千円	358,857円
住居手当	世帯主である職員に支給（職員住宅に入居している者は除く） 賃貸住宅27,000円（支給限度額）	異	区分が異なる	1,485千円	212,142円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 運賃相当分55,000円を限度に支給（一部自己負担） ○乗用車を利用する場合 使用距離に応じて2,000円～38,700円を支給	同		120千円	20,000円
管理職手当	管理または監督する地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給。 統括課長級62,300円 課長、会計管理者59,500円 主幹55,500円	異	支給額及び区分が異なる	1,367千円	683,500円
管理職特別勤務手当	管理または監督する地位にある職員につき、臨時または緊急の必要その他の公務の運営により、勤務を要さない日に勤務した場合に支給。 勤務1回につき8,000円 但し、勤務時間が6時間を超える場合は12,000円	異	区分が異なる	244千円	122円
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務をした場合に支給。 勤務1回につき4,700円	同		537千円	44,750円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	680,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,800円 / 528,000円	
	副 村 長	580,000円	677,700円 / 481,000円	
報 酬	議 長	200,000円	400,000円 / 203,000円	
	副 議 長	170,000円	314,000円 / 130,000円	
	議 員	150,000円	290,000円 / 109,000円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(6年度支給割合) 3.15月分		
	議 長 副 議 員	(6年度支給割合) 3.15月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 給与月額×在職年数×4.0	(1期の手当額) 9,600,000円	(支給時期) 任期ごと
	副 村 長	給与月額×在職年数×3.0	6,000,000円	任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

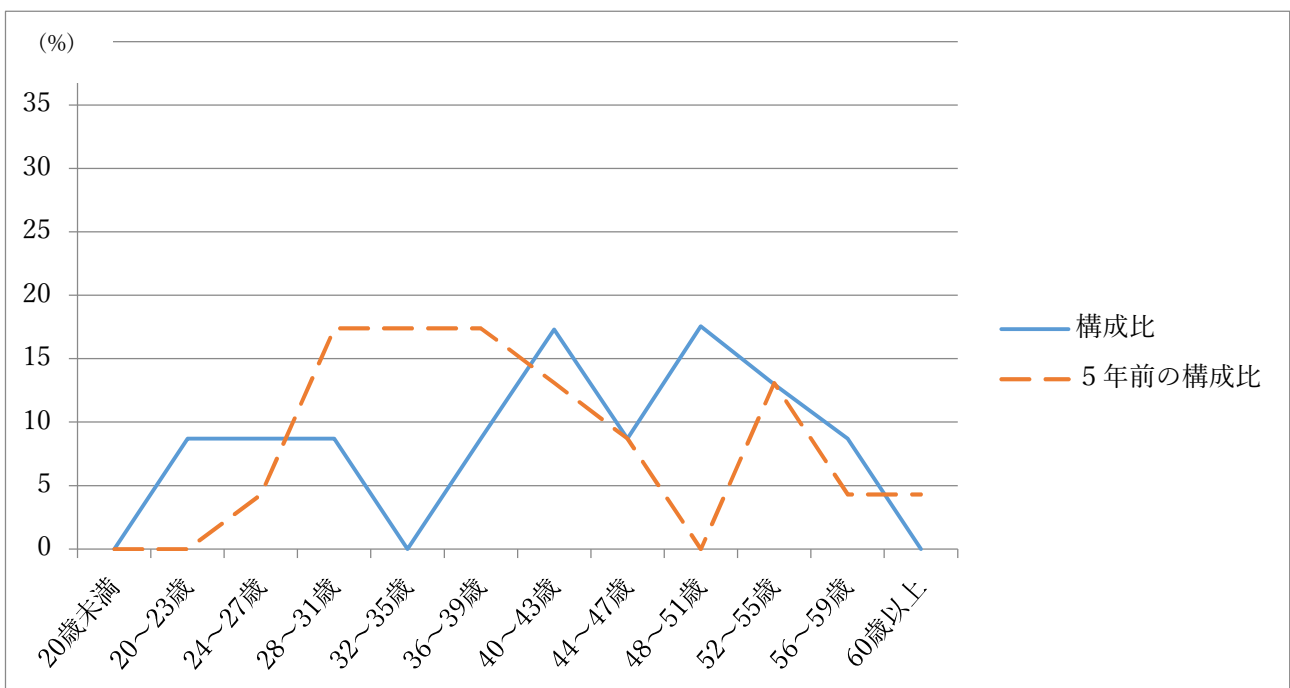
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	総務	12	15	3	
		税務	1	1		
		農林水産	1	1		
		土木	1	1		
		民生	1	1		
	計	16	19	3		
部門	教育部門		2	2	0	
	消防部門		0	0	0	
	小計		18	21	3	
公営企業等部門	診療所		2	2	0	
	小計		2	2	0	
合計			20	23	3	
			[30]	[30]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	2人	2人	2人	0人	2人	4人	2人	4人	3人	2人	0人	23人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	16	14	12	13	15	18	2
教育	2	2	2	2	2	2	0
消防	0	0	0	0	0	0	0
普通会計計	18	16	14	15	17	20	2
公営企業等会計計	3	4	4	2	3	3	0
総合計	21	20	18	17	20	23	2

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

本村は公営企業職員がいないため、記載を省略します。